平成２３年（フ）第３３８号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目16番26号　アイショウヴィラ旭ケ丘Ⅳ―101、従前の住所仙台市青葉区川平３丁目34番４―501号
債務者　秋山　侑輝
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
茨城県日立市城南町２丁目２番５―202号
債務者　小松　寛緒
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第４８号
茨城県つくばみらい市谷井田1242番地３
債務者　吉田美枝子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７０号
茨城県石岡市東大橋1727番地５
債務者　倉持　千穂
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８５号
茨城県つくば市要457番地23
債務者　稲田浩二郎
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷前35番地５
債務者　今川　貴代
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５４１号
滋賀県甲賀市信楽町中野641番地31
債務者　小尾　一光
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０１号
大津市鏡が浜３番１―612号
債務者　小野俊一郎
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２９号
兵庫県高砂市梅井２丁目５番４―402号
債務者　窪田　知子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５１号
兵庫県姫路市大津区平松398番地１
債務者　田中　章三
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５４号
兵庫県高砂市中島３丁目７番45―101号
債務者　金井義富こと　金　　橿富
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２９７号
広島県廿日市市地御前４丁目10番28号
債務者　山崎　　守
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２号
山口県下関市生野町２丁目21番18号
債務者　田上　幸江
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
山口県下関市武久町２丁目37番18号
債務者　寶　　俊一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
山口県下関市秋根新町７番10―504号
債務者　大末　　孝
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
香川県仲多度郡琴平町五條562番地４
債務者　萱原　　梓
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３８号
香川県仲多度郡まんのう町大口359番地
債務者　寺嶋　英城
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４０号
香川県丸亀市土居町２丁目18番１号
債務者　中尾　重文
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部